

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外1名

争点整理メモ

令和2年(2020年)2月19日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合弘之 外

貴裁判所の要請を受けて、原子力規制委員会による新規規制基準適合性審査の結果が出る前でも司法判断が可能であるとする争点を、本件の請求のうち行政事件訴訟法上の差止請求について、提出済みの争点項目表に沿って、次のとおり挙げる。なお、争点のうち、地震、津波、火山、竜巻に関する争点は、規制基準適合性審査の判断が示される前であっても司法判断が可能であるとするが、どのような審査段階に至ったときに、司法判断が可能な段階に達したといえるか等を検討中であるため、本メモには記載していない。

なお、進行協議期日において、本メモの記載に拘束されることはないことを確認済みであることを、念のため、本メモにおいても確認する。

- 1 法律上の争訟性ないし原告適格の有無（ただし、この点については、双方が既に相当程度主張立証を行っている）
 - (1) 原告適格の判断に係る根拠法令
 - (2) 根拠法令の解釈（原告主張の権利利益が保護されるものといえるか）

2 「重大な損害を生じるおそれ」（行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項）

(1) フルMOXの危険性

ア MOX燃料は，その性質上，ウラン燃料とは質的に異なる特性を有するにもかかわらず，独自の安全審査基準が存在しないこと。

イ 実験炉も実証炉も存在しないフルMOXについて，大間原子力発電所（以下「本件原発」という。）はいきなり商業炉として稼働されようとしていること。

(2) 使用済核燃料プールの危険性

ア 福島第一原発事故で明らかになった使用済核燃料プールの危険性。

イ 使用済核燃料プールの安全性を喪失させる事故とその原因等。

ウ 本件原発の使用済核燃料プールの位置・構造に係る危険性。

エ MOXの使用済核燃料は崩壊熱が大きく，使用済核燃料プールの危険性も高まること。

(3) テロ対策

ア 立地審査の欠缺

イ 原子炉及び使用済み核燃料プールについて航空機衝突に耐えられる建屋等の頑強性を要求していない

ウ 特定重大事故等対処施設に建屋の頑健性が必須の要件となっていない

エ 信頼性確認制度の不備

オ 侵入者対策の不備

カ 他国からの武力攻撃の危険性

(4) シビアアクシデント対策

ア 新規基準は既設炉用の基準として策定されており，新設炉である大間原発に適用すべきではないこと

イ シビアアクシデントの起因事象の想定内容に問題があること

- ウ シビアアクシデント対策の安全性評価の方法における放出放射能が過小であること
 - エ 大規模損壊に対しては、有効な対応策がないこと
 - オ 重大事故等対処施設の耐震性能が不十分であること
 - カ 共通要因故障は設計基準事故として考慮すべきこと
- (5) 立地審査指針（安全評価指針）の合理性
- ア 離隔要件に係る基準を定めていないことは法の委任の範囲を逸脱していること
 - イ 立地審査がなされていない本件原発で過酷事故が起きた場合の損害
- (6) 避難計画
- ア 避難に係る規制基準がないことは法の委任の趣旨ないし国際基準に反すること
 - イ 実効的な避難計画が立てられないこと

3 補充性の有無

4 司法審査のあり方

- (1) 原発事故による深刻な災害及び原告が被りうる被害の具体的内容
- (2) 2012年法改正の趣旨及び立法事実（福島第一原発事故のような深刻な事態を二度と起こさないようにすること等）
- (3) 専門技術的裁量の意義と裁量が認められる事項・範囲（その裏返しとしての原発に求められる安全性の程度）
- (4) 現在の科学技術水準の意義（科学の不定性を踏まえるべきこと、知見が確立されていることを要求するのは即応性の原則に反すること等）
- (5) 処分の違法性の具体的判断基準（「看過し難い」の解釈及び具体的判断基準としての6つの視点）

(6) 立証の負担をどのように分配するか（被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき）

5 裁量権の逸脱・濫用の有無
上記「2」と基本的に同様。

6 地方公共団体の同意の要否

以上